

## ．問題と目的

2003年3月、文部科学省は「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において、障害のある児童生徒のニーズに関係機関等や親の会・NPO等とも連携協力を図ること、連絡調整役として特別支援教育コーディネーターが重要であり、都道府県においては広域特別支援連携協議会(仮称)様の組織の設置が有効であること等を示した。

教育の現状からは「医療的ケアを要する難病児が地域の通常学校に...条件整備がなされぬまま受け入れられている」(津島, 2000)、「継続的に相談できる専門家がいたらよい」(西脇, 2002)などと連携の必要性が訴えられている。また、地域における緊急の課題としては、乳幼児期からの福祉的・心理的な家族支援のできる地域療育センターや療育機関の設置を含めた地域療育等支援体制の整備があげられている。地域の通常学級でのインテグレーション教育を可能にし、子どものライフサイクルを通しての個別の教育的支援が継続されるためには、教育・保健・医療・福祉を包括したトータルケアの視点からのサポートシステムの構築が必要であるということが指摘されている。

デンマークの特殊教育制度においては、心理士がコーディネーターとして地域での一貫した支援を行う柱になっている。英国でもSENコーディネーターを配置し、官民を含めた関係機関の連携支援ネットワークで支援を行っている。

今日、障害児者への生涯一貫した教育・保健・医療・福祉の連携支援体制構築の取り組みは始まったばかりである。本論文は、先進的な地域における特別支援教育への取り組みの調査研究を通して、障害児が障害をもたない仲間と同じ時間や空間を共有して生き方を築いていけるように、特別ニーズ教育に則ったサポートシステム構築のために寄与できる何かを見出すことを目的とした。

## ．調査の方法

### 1．予備調査

本調査で使用する調査用紙の内容及び質問記述項目の検討を行うこと、現段階で特別支援教育における教育・保健・医療・福祉の連携へ向けての何らかの取り組みを行っており、予備調査(第3回)を依頼することのできる自治体を調べること、訪問聞き取りの本調査のために、自治体の取り組みの現状を調べること、以上の3点を目的とし、6都府県の教育委員会に対し質問紙による郵送調査法を実施した。5府県より質問紙を回収し、4府県分が有効であった。

### 2．本調査

4府県の教育委員会障害児教育担当者に対し、平成15年12月1日～4日まで訪問面接調査法を実施した。本調査の内容は、就学指導委員会における構成員、および「指導案」等がある場合はその書式、ケース会議、実務者会議、および連絡会の構成員と情報伝達の書式内容、会議以外による他分野への情報伝達の方法、連携協議会等(仮称)の組織化への取り組み、特別支援教育におけるコーディネーター養成講座の内容と、他分野と相互理解する方法、の以上5点の聞き取り調査であった。

## ．結果および考察

### 1．全体的傾向

#### 1)就学指導委員会の変化、情報の把握、書式

2003年3月の「最終報告」発表前後において、4府県共に就学指導委員会の構成メンバーに変化はなかった。Aのみ、元々障害者団体・親の会から就学指導委員に入っていた。これは、サラマンカ声明における「教育上の特別なニーズへの対応にかかわる計画および意思決定過程に対する、親、地域および障害者組織の参加を奨励しかつ促進すること」という考え方に沿っていると見える。各

表1 特別支援教育コーディネーター養成講座の内容について

A	B	C	D
<p>・「障害児就学支援調査研究事業」として、モデル的に3校の普通学校で、重度障害児童が市町村等教育委員会の認定就学児として就学中。 ・当研究事業の担当者は医療や福祉関係とのCO的な活動を行っているはずなので、この内容をコーディネーター養成講座の内容に生かす方向で検討中。</p>	<p>「講義(1)：LD・ADHD・高機能自閉症児等の問題と支援の在り方」 「説明： 県における特別支援教育推進体制モデル事業と専門家チーム・巡回相談について」 「講義(2)：特別支援教育コーディネーターの役割と個別の教育支援計画について」 「講義(3)：特別支援教育体制と校内委員会の役割 地域の特別支援教育体制を含めて」 「講義(4)：LD児等の判断と教育支援 WISC - 等の検査法の理解」</p>	<p>養成講座1： 「学校教育相談の現状と課題(以下、講義) 学校教育相談における教師の役割、教師に望まれるカウンセリングマインド、構成的グループエンカウンター(演習) 問題行動から考える児童・生徒理解、ロールプレイ(演) 発達から考える児童・生徒理解、事例研究のもち方(演) 学習や行動への支援が主となる事例の実際、関係機関との連携が必要な支援事例の実際、校内支援システムの展開事例と連携機関としての養護学校の役割、事例研究 ～ (演) コンサルテーション ・、校内支援システム構築に向けて(研究協議) 支援ネットワークの中のコーディネーター」 養成講座2： 「学校教育相談の現状と課題(以下、講義) 学校教育相談における教師の役割、教師に望まれるカウンセリングマインド、構成的グループエンカウンター(演) 問題行動から考える児童・生徒理解、関係機関との連携が必要な支援事例の実際 ・、ADHD・LD・高機能自閉症について、新しいタイプの高校の教育相談体制について(講・研究協議) 事例研究 ～ (演) コンサルテーション ・他機関(SP) との連携におけるコーディネーターの実際(協議) コンサルテーション」</p>	<p>(1)「今後の特別支援教育の在り方について」「特別支援教育推進体制モデル事業について」「教育相談について」「医療との連携及びコーディネーターについて」 (2)「LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と支援について」 (3)「学校におけるLD及びその周辺児の保護者・教師への支援」(4)「個別の指導計画の実際～LD及びその周辺児の指導の手立ての設定～」 一部の講義は、日本LD学会「LD教育士養成プログラム」に準拠。</p>

県教育委員会のニーズ把握には「巡回教育相談」が有効であった。Aでは県特殊教育センターにおいて「定期巡回教育相談」を独自に実施、「教育相談申込みカード」を作成し利用していた。他3者は様式を統一した「相談票」を作成していた。

### 2)会議及び連絡会の構成員、書式、手順

就労移行支援の連絡会等を4者共持っていたが、Aのみ学識経験者、県商工会議所関係者、及びPTA関係者など民間から入っていた。情報伝達のための一定の書式を持つ所はA、Dで、会の運営手順が定形化している所はA、Bであった。

### 3)会議以外による他分野への情報伝達の方法

意識の違いで回答が分かれたが、教育から他分野へは巡回相談員による情報伝達の場合が4者共あった。他分野と各2者間での情報伝達方法には、C、Dが相手との直接対話を重視していた。

### 4)連携協議会等の組織化への取り組み

「県特別支援連携協議会」が既に組織されていたのはBのみであった。3府県は、連携協議会の組織化には既存の組織を基に現在構想中として、3者3様の構想を示していた。

### 5)コーディネーター養成講座の内容

コーディネーター養成講座を15年度に3県で実施していたが、表1に示すように、講義、演習、研究協議等の内容は大きく異なっていた。

### 2.事例的検討

4府県の「連携協議会」の組織化の方法、及びコーディネーター養成講座に関して検討を行った。

#### 1) A

Aでは、「連携協議会」の組織化には、既存の「特別支援教育推進体制モデル事業」、「障害児早期教育相談」、「養護学校 高等学園進路充実事業」の3事業をスクラップ&ビルドしていくことを構想中であり、乳幼児期～就労移行期までの一貫した支援を目的にしていると推測された。また、現在モデル的に「障害児就学支援調査研究事業」として、3ヶ所の普通学校に認定就学している重度障害児童に対する教育的支援を担任教諭や教務主任が実践中であり、彼らの実践内容の分析を通してコーディネーターに求められる支援内容を解明するという研究を行っていた。知事のリードによる改革、「県特殊教育センター」の設置、及び「障

害児教育室』への格上げと「企画管理班」の設置による障害児教育の重視と予算計上などが、A 独自の政策の背景にあると指摘されている。

## 2) B

B では「特別支援教育連携協議会」が既に組織されていた。労働、医療、福祉の関係者に比べて教育関係者が圧倒的に多く、次に労働関係が多い所から、就労移行期に対する支援により重点をおいた性格を有していると言える。コーディネーター養成講座の1/2分の平成15年度の内容は、教育的支援に重点を置いているようであるが、「医学モデル」からの脱却を示唆した講義内容が一部見受けられ、新しい方向を捉えていると言えよう。

## 3) C

地域療育体制の整備が進んでいるCでは、学齢前に専門医の診断による障害の認知や、福祉職ケースワーカーの巡回相談による支援ニーズの把握が効率的になされており、教育分野においても「本人・保護者と共につくる個別移行計画」を作成し継続した支援に努めていた。その中で、就労移行期への支援を中心とした既存の「進路開拓、労働・福祉・教育連絡会」を「連携協議会」と重なるとして構想の基に考えていた。「教育相談コーディネーター養成講座」では、スクールサイコロジスト養成講座と内容の半分が同じであり、心理的支援と協力関係づくりをコーディネーター機能として捉えていることが分かった。

## 4) D

古くから福祉の発達してきたDは、保育・療育を担うべき施設・機関のほとんどを民間に依存しており、私立保育所への巡回相談も民間団体に委託していた。一部の地域では、地域療育等体制の整備に無認可の療育教室が基盤となっていた。Dは「連携協議会」の構想の基として「特別支援教育推進体制モデル事業」の「専門家チーム」を考えており、「特別支援教育コーディネーター養成基礎研修会」の3/4の内容は「LD教育士養成プログラム」と同じであった。乳幼児期から就学時を中心に生涯全般にわたる心理的支援と協力関係づくりをコーディネーターに求めていると言える

のではないだろうか。

## ・まとめと課題

考察より、「連携協議会」を構想中の3者はそれぞれ既存の組織されたものを基に考えており、3者のうち2者は「コーディネーター養成講座」において心理的支援と協力関係づくりを中心にしたコーディネーター機能の養成を行っていた。それぞれの地域が培ってきた意識の差異が、構想過程に独自の特徴として表れていた。

制度・政策的には二つの課題が導き出された。

第一に、「就学指導委員会」の構成メンバーに何等変化がなく、元々障害者団体・親の会から委員を入れていたのは1県のみであった。「医学モデルと社会モデルの統合」に基づく判定方法、「学籍」制度の適合性、及び「固定式」教育形態の適合性の問題も含め、特別ニーズ教育の原則を指向する就学判定委員として求められる機能や役割に対して、各教育委員会で何等検討していないという問題を表していると言える。

第二に、「コーディネーター養成講座」の内容が各府県で大きく異なっていた。これは各教育委員会で正確な把握がされていないという問題を表しており、コーディネーターに求める機能の明確な性格付けが必要なのではないかと考える。これに付随関連する事項として、学校の種類ごとの「障害児学校免許」の適合性、「医療心理士」、「臨床心理士」、及び「教育心理士」の明確な定義付け、「臨床心理士」資格の養成課程や法的責任にかかわる様々な問題等についても検討する時期にきているのではないかと考える。

今後の特別支援教育が、「インクルージョン、統合および参加」の原則に基づいた特別ニーズ教育に準拠するように、教員の総てに障害児教育科目の履修を義務づけるべきではないだろうか。

津島ひろ江(2000) 医療的ケアを要する子どものトータルケアとサポートに関する研究. 小児保健研究, 59(1), 9-16.

西脇俊二(2002) 療育・教育連携の現状と問題点. 加我牧子主任研究者. 知的障害児の医学的診断のあり方と療育・教育連携に関する研究. 厚生科学研究費補助金平成13年度研究報告書, 27-38.

西脇俊二(2002)療育・教育連携の現状と問題点. 加我牧子主任研究者. 知的障害児の医学的診断のあり方と療育・教育連携に関する研究. 厚生科学研究費補助金平成13年度研究報告書, 27-38.

加我牧子主任研究者(2002)知的障害児の医学的診断のあり方と療育・教育連携に関する研究. 厚生科学研究費補助金研究報告書.

飯田進(1993)地域育児機能回復への試み 子育てアドバイザー構想の展開をめぐる. 中央法規出版. 29-48.

全障研障害乳幼児施策全国実態調査委員会(2001)京都府・京都市の早期発見・対応の現状と課題. 障害者問題研究. 29(2), 64-72.